

5 緑地の配置の方針

(1) 系統別の配置の方針

① 環境保全系統

自然緑地については、すぐれた自然環境を構成する樹林地や水辺地、野生動物の生息地等、自然環境の骨格を形成する大規模緑地を位置づける。

市街地緑地については、町民の生活に身近な自然環境として存在し積極的に保全を図る緑地を位置づける。

	自然地	市街地周辺	市街地
自然緑地	・湯河原風致地区 ・福浦風致地区 ・富士箱根伊豆国立公園 ・県立奥湯河原自然公園 ・吉浜自然環境保全地域 ・藤木川 ・千歳川 ・アケシ沢 ・新崎川 ・洗頭川	・新崎川 ・洗頭川	・藤木川 ・千歳川 ・新崎川 ・洗頭川
市街地緑地			・山神の樹叢（条例等） ・新崎川斜面緑地（条例等）

② レクリエーション系統

日常的なレクリエーションに対応すべき緑地については、地域住民にサービスを提供する住区基幹公園、集落公園、地域の生活に密着した社寺境内地等を位置づける。

週末的なレクリエーションに対応すべき緑地については、スポーツ・レクリエーション機能を備えた都市基幹公園等の施設緑地や緑豊かな自然環境を活用した拠点施設を位置づける。

	自然地	市街地周辺	市街地
日常的なレクリエーション対応緑地		○開発・提供公園 ○各社寺境内地 等	○住区基幹公園 ・街区公園 ・近隣公園 ○児童遊園 ○各社寺境内地 等
週末的なレクリエーション対応緑地	・さつきの郷（星ヶ山公園） ・梅の郷・桜の郷（幕山） ・もみじの郷（池峯） ・あじさいの郷（城山・土肥城址）	○都市基幹公園 ・湯河原町総合運動公園（総合）	・湯河原海浜公園 ・（仮）湯河原海辺公園

③ 防災系統

自然災害の防止に対応すべき緑地については、地すべりや崩壊等の恐れのある地域を防災的観点から保全する緑地を位置づける。

都市防災に対応すべき緑地については、地震等の災害において、避難や防災活動の拠点となるべき広域避難場所や延焼遅延等の効果が期待される農地等を位置づける。

	自然地	市街地周辺	市街地
自然災害対応緑地	・保安林 ・斜面緑地	・みかん畑等の農地	
都市防災対応緑地			○広域避難地 ・各小中学校 ○緊急避難場所 ・街区公園 ・各社寺境内地 等

④ 景観構成系統

本町の自然景観を特色づける緑地については、ランドマークとなるような郷土景観を構成する緑地、天然記念物や社寺と一体となった樹林地等を位置づける。

良好な都市景観の形成に係わる景観緑地については、公園、街路樹、公共公益施設内の緑化等、駅周辺などの拠点地区の美観向上に資する緑地、市街地等都市的土地利用地において面的な緑化を推進すべき区域などを位置づける。

	自然地	市街地周辺	市街地
自然景観形成対応緑地	・箱根連山につながる豊かな山並 ・幕山公園（風致）	・みかん畑等の農地	○天然記念物 ・城願寺のビャクシャン ・山神の樹叢 ・五所神社の銀杏の木 ・五所神社の楠 ・産土八幡神社の楠 ・市街地を流れる河川
都市景観形成対応緑地			・市街地（湯河原駅周辺地区、温泉場地区、湯河原海岸地区）の緑化 ・主要な公園や公共公益施設の緑化

(2) 総合的な緑地の配置及び緑化の計画

① 自然地における緑地の配置方針

ア 豊かな緑の保全

風致地区、国立公園、自然公園、自然環境保全地域、保安林等の地域制緑地制度が指定されている山間部に連続する豊かな緑については、今後とも保全していく。

イ 優れた風致景観とふれあえる緑の拠点の形成

星ヶ山地区、幕山地区、池峯地区、城山地区については、観光やレクリエーション活動を通じて優れた風致景観とふれあうことができる緑の拠点として位置づける。

② 市街地周辺における緑地の配置方針

ア 暮らしに身近な農地や斜面緑地の保全

市街地を縁取るみかん畑を中心とした農地や斜面緑地については、うるおいのある都市生活を実現する貴重な環境資源として、開発との調和を図りながら、今後とも保全していく。

イ 総合的なレクリエーション活動を営める緑の拠点の形成

湯河原町総合運動公園については、町民や来訪者にとって、豊かな緑の中で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等の様々な活動を営むことができる総合的な役割を有した緑の拠点として位置づける。

幕山公園については、地域の風致景観を親しみ楽しむことができる緑の拠点として位置づける。

ウ 市街地周辺の身近なレクリエーション施設の維持

市街地周辺に居住する住民の日常的なレクリエーション需要への対応として、住宅開発等による提供公園を適切に維持し、身近なレクリエーション施設として位置づける。

③ 市街地における緑地の配置方針

ア 緑と水のネットワークの形成

市街地と自然地を結ぶ主要な河川である千歳川、藤木川、新崎川、洗頭川については、潤いのある景観や水辺と親しめる緑と水の軸として位置づける。

イ 暮らしに身近な市街地内緑地の保全

城願寺のビクシャンや山神の樹叢をはじめとした社寺林等の身近な緑を、今後とも保全すべき市街地内緑地として位置づける。

ウ 市街地内の身近なレクリエーション拠点の形成

市街地内に居住する住民の日常的なレクリエーション需要に対応するため、利用者の徒歩によるアクセス性に配慮し、住区基幹公園を必要な箇所に配置し、その整備を推進する。

なお、現時点では、駅下及び中央地区を中心に整備が進められており、近年において、吉浜・鍛冶屋地区で3ヶ所の新規公園を整備し、環境の充実を図っている。

将来的には、適正な誘致距離を踏まえながら、温泉場及び宮上地区で5ヶ所、吉浜・鍛冶屋・福浦地区で3ヶ所、合計8ヶ所の街区公園を配置する。

エ 湯河原海岸地区での拠点施設の整備

海岸に面する特性を活用した広場公園や公共処理施設と併設し、そのオープンスペースを有効に活用した近隣公園を配置する。

オ 市街地の緑化

町の玄関口であり象徴的な場所となっている湯河原駅周辺地区と国道135号沿道の湯河原海岸地区は、湯河原らしさや良好な環境を印象づける場となることから、重点的に緑化を図るべき地区として位置づける。

また、温泉場地区においても本町の根幹的な産業である観光業の拠点地区となっていることから、重点的に緑化を図るべき地区として位置づける。

カ 公共施設の緑化

官公庁施設を始めとした公共公益施設については、多くの人々が利用するとともに、町や地域の顔となっている。今後とも、緑豊かな空間となるよう施設の緑化を推進し、地域住民や来訪者に対して、やすらぎとうるおいのある都市空間として整備し、緑地として位置づける。